國學院大學学術情報リポジトリ

天正二十年聚楽行幸考：新出『天正二十年聚楽第行幸記』を中心に

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 竹内, 洪介, Takeuchi, Kosuke
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000589

天正二十年聚楽行幸考

―新出『天正二十年　聚楽第行幸記』を中心に―

竹内洪介

はじめに

天正十六年（一五八八）、時の帝・後陽成天皇（一五七一～一六一七）は聚楽第（聚楽亭）に行幸した。この事件は関白豊臣秀吉（一五三七～一五九八）の御伽衆であった大村由己（一五三六～一五九六）により、『聚楽行幸記』（『聚楽第行幸記』）として記録された。この天正十六年の行幸を記した『聚楽行幸記』は現在四十種を越す伝本を数え、その原本が大阪城天守閣と尊経閣文庫に所蔵される。

それから四年後の天正二十年（一五九二）正月、秀吉から関白職を継承した豊臣秀次（一五六四～一五九五）[1]は、二十六日から二十八日にかけて、同じく聚楽第に後陽成天皇を招いた。朝鮮侵攻の影響か、四年前の行幸時に比べてスケールは縮小されたが、太閤秀吉が後継者に指名した秀次が主催する行幸でもあり、その催しは非常に盛大なものであった。この天正二十年の行幸の盛時を記した『聚楽行幸記』についてはその存在が知られていなかったが、近時拙稿「『天正二十年　聚楽第行幸記』解題・翻刻」（『古代中世文学論考』第四十集、二〇二〇年三月。以下旧稿と略称）にて、一点が現存することを紹介した[2]。この

旧稿では、主に書誌情報および『天正二十年　聚楽第行幸記』（以下『二十年行幸記』）の和歌詠進部分と同じ記事を持つ島原図書館松平文庫蔵『関白秀次亭行幸和歌』との異同等について言及した。しかし『二十年行幸記』の史料的価値の確認や、そこから天正二十年に行われた聚楽行幸が如何なるものであったかということについて考察するには及ばなかった。

そこで本稿では、改めてこの問題について考察するとともに、それが豊臣政権において如何なる意義があったのかという点について、先行研究を踏まえつつ検討していきたいと思う。

一、『二十年行幸記』の行幸行列

本稿で主に扱う『二十年行幸記』は近世期の写本と思われるものである。その構成および本文は天正十六年の『聚楽行幸記』と共通する部分が多い。従って、あくまで『聚楽行幸記』の事例から考えるならば、同書は関白秀次の命に依って著された公的記録と思われる。

ここで述べた天正十六年の『聚楽行幸記』の伝本は四十種を超えており、これに和歌会の記録や行列の記録等も加えれば、天正十六年聚楽行幸に関する史料は相当数今日に伝わっているといえる。一方、天正二十年に行われた聚楽行幸は同十六年の行幸に比べ、その史料が殆ど現存せず、管見に入る限りでも宮内庁書陵部が所蔵する『後陽成天皇行幸蔵人方御下行』『聚楽行幸行列』『聚楽亭行幸記（和歌・蹴鞠之事）』、群書類従に所収される『天正二十年正月廿六日行幸聚楽第之行列』『天正年中聚楽亭両度行幸日次記』、広島大学所蔵猪熊文書に所収される『聚楽行幸目録』が該当する程度で、その他は『鹿苑日録』を始めとする諸日記にわずかに見られる記述に限られていた。これほどまでに史料が限定される理由はおそらく、文禄四年（一五九五）にあった秀次の死とそれに連座した眷族の処刑、および自邸聚楽第が破却されたこと等、豊臣政権による秀次一族への迫害に求められるように思われる。このような問題もあり、天正二十年聚楽行幸について取りあげた論考は、中川和明「天正二〇年の聚楽第再度行幸について」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要別冊　第十九集　哲学・史学編』、一九九三年二月。以下中川氏の説は同論に拠る）、北堀光信『豊臣政権下の行幸と朝廷の動向』（清文堂出版、二〇一四年六月。以下北堀氏の説は同論に拠る）以下数点を数えるものの、天正十六年の聚楽行幸に関する研究と比べれば、その考察は進んでいない状態にあった。よって『二十年行幸記』の史料的価値を検証し、

その内容を詳らかにすることは、これまでの天正二十年聚楽行幸に関する研究、ひいては豊臣政権そのものに関わる研究に資すること大であると考える。

では、『二十年行幸記』にはどのような史料的価値があるのだろうか。この点で比較材料になるのは群書類従に所収される『天正二十年正月廿六日行幸聚楽第之行列』（以下群書類従本）である。また、これと同一表現・同内容の写本として、宮内庁書陵部蔵図書寮本『聚楽行幸行列』（松岡辰方旧蔵資料、以下図書寮本）がある。

天正二十年に行われた聚楽行幸行列については本資料の他に『鹿苑日録』や『聚楽行幸目録』があるが、いずれもわずかに数名の参加者を列記するにとどまり、行幸行列の全容やその順序を記しているわけではない。群書類従本とその写しを除けば、図書寮本は他に例のない孤本であり、松岡辰方（一七六四～一八四〇）の筆になる可能性が高い。辰方[3]は江戸後期の有職故実家で、和学講談所の会頭を務め、塙保己一（一七四六～一八二一）の群書類従編纂に全面的に参加している。このことから推して、図書寮本は群書類従本と親子関係（この場合、どちらが親なのかは別に考えておきたい）にある可能性がある。それを踏まえて考えると、傍記等を含め、両書は同一の本文を持つ。

さらに、この図書寮本・群書類従本は史実にあわせ、

雑色　同　布衣　祭主　唐橋
雑色　同　新蔵人　笠持　権大副　従
雑色　同　布衣　右衛門佐　富小路秀直　右少将　松本
雑色　同　布衣　笠持　侍　阿野實政　従　山科　侍　従　吉田兼治　侍　従　柳原資敦　宮内権大輔

というように、配置についても再現した上で後陽成帝に供奉した公卿の行列を記す（配置等については群書類従本を参照した）。その一方で、『二十年行幸記』は単に行列に供奉した者の名を順に列記する（【図版①】参照）。

そうした差異はあるものの、群書類従本・図書寮本の二本と『二十年行幸記』において、供奉者はその順序に至るまでほぼ一致する。[4]また、前掲『鹿苑日録』『聚楽行幸目録』に記される、前駈以前に行列した八条宮智仁親王および伏見宮邦房親王以下前官衆、および『二十年行幸記』において前駈の筆頭として挙げられる清原秀賢・小槻高亮については、群書類従本・図書寮本に見い出せないことを指摘しておきたい。加えて、この二本には天皇行列だけが記載され、そのあとに続いた関白の行列は一切記載がないことも注記しておく。

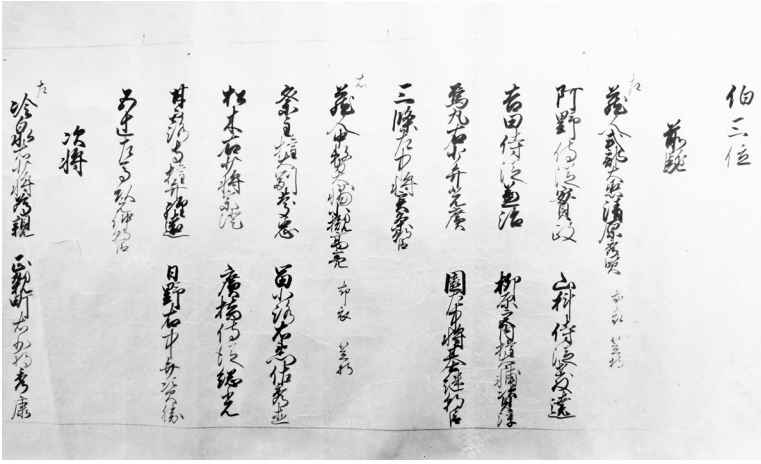

【図版①】

ちなみにこの行幸行列については、天正十六年および天正二十年の行幸時の蔵人の動向を記載した『後陽成天皇行幸蔵人方御下行』（宮内庁書陵部蔵）という資料も存する。本資料は平安末期より代々蔵人方出納役を務めてきた平田家による記録類の一部であり、公的な資料ではない。そのため、当該資料の記述は天正十六年の『聚楽行幸記』にも『二十年行幸記』にも見られない。

ここまで群書類従本・図書寮本を参照し、『二十年行幸記』の行列部分に注目して考察を行ってきた。次に行列以外の部分についても注目し、天正二十年聚楽行幸についての記述がある『大かうさまくんきのうち』から比較検討を行っていきたい。

二、『二十年行幸記』と『大かうさまくんきのうち』

群書類従本・図書寮本が示す行幸行列の他に比較材料となり得るものについては、太田牛一（一五二七～一六一三）の手になる『大かうさまくんきのうち』（慶長十五年〈一六一〇〉頃成立）が挙げられる。秀吉の伝記的資料のうち天正二十年の行幸については、当該書以外に詳細な言及を行っているものが見当たらない。[5] 以下、『大かうさまくんきのうち』と『二十年行

幸記』の本文を比較検討してみたい。

『大かうさまくんきのうち』は『天正記』に次いで古い秀吉の伝記的資料である。しかし、慶應義塾大学附属図書館に所蔵される太田牛一自筆本（国指定重要文化財）を除けば、その写しを東京大学史料編纂所蔵本および東北大学附属図書館蔵本に認める以外、伝本の存在は明らかでない。[6] 牛一自筆『大かうさまくんきのうち』は、この天正二十年聚楽行幸の記事を以下のように記す。[7]

（A）天正二十年（みつのへたつ）正月廿六日、じゆらくへ（聚楽）、又、御きやうかう（行幸）あり。こんはん（今般）、とうくはんはく（当関白）、せうこくとよとみ（相国豊臣）あそんひてつぎけう（朝臣秀次卿）、御しゆきやう也。それ〳〵、しよしき（諸式）の事、おほせつけられ、しゆらく（聚楽）より、きん（禁）中まて、十よてう（余町）のうち、つじ（辻）かため、ゑほし（烏帽子）かしら、さゆふ（左右）になみゐて、おひたゝしきやうたひ（様体）、しよけ（諸家）の御やくしや（役者）たち、ひゝしき（美々）御いてたち、なり物、ふき物、かん（感）にたへ、しゆせう（殊勝）さ、きもに（肝）めひじ（銘）、ありかたきしたい（次第）は、中〳〵、申すにあきたらす。しゆらく（聚楽）へ、両度（れうど）の御きやうかう（行幸）、めてたき御てん、ます〳〵、御ちやうきう（長久）、御はんゑい（繁栄）のもとひ也。中一日、御とうりう（逗留）、しいか（詩歌）、くはんけん（管絃）、さま〳〵、御ゆふけう（遊興）。二十八日、くはんかう（還幸）あり。てんか（天下）、まつりことた（正）ゝしく、ゑいかん（叡感）、なゝめならず。

（B）しかるに、大閤（たいかう）、大津へ、御たか（鷹野）のに、御なり。こゝより、みんふきやうほう（民部卿法印＝前田玄以）ゐんを、めしよせられ、又、此たひの、御きやうかう（行幸）の御こゝろを、ふくませられて、

はなのいろは、うつりかはれるよの中に、ちとせを、へてよ、くもの（雲）うへ人。

と、あそはされ、御たんさく（短冊）を、ていわふ（帝王）へ、御さゝけなされ候へは、そのときの御返事、

ぎやうかう（行幸）申さたに（沙汰）つきて、めつらしきけいしゆ（景趣）ども、ゑいらん（叡覧）、御めをおどろかされ候。たいかう（太閤＝秀吉）、御まいり候はて、のこり（残）おほく、おぼしめし候ばかり候。ことに、ゑいか（詠歌）、まいらせられ候。こなたよりこそ、まつ、おほせも、かけられ候はんするに、きとくさ（奇特）、きんゑい（吟詠）のいたり、ふかさも、とり〳〵、かんし（感）おほしめし、いつれも、さんたい（参内）、をこし入られ候。おほしめしより、一しゆ（首）、けさん（見参）に入候。なを、ゆうふ申され可候。あなかしく。

大閤殿

御たんさく（短冊）
いへのかせ（風）、ふきつたへたる梅か香を、いく世の春か、
袖にふれまし。

かす〳〵、めてたかりける御よとかや（世）。[8]

この記述のうち、（A）で述べられる聚楽行幸の盛儀については、大略の記述であるため当然のことながら『二十年行幸記』と内容が一致する。それに対し、ここで注目されるのは、（B）に記される秀吉と天皇の歌（傍線部）のやり取りである。『大かうさまくんきのうち』にもこのやりとりの内容は比較的詳細に記されるが、『二十年行幸記』でもこの部分は以下のように記される。[9]

相国は、行幸の日、江州大津に御成にて、とゝまらせ給ふ。すきし年の行幸の事なと、おほしめし出させ給ひ、御使して、短冊を送りまいらせられけり。

御詠
花の色はうつりかはれる世の中もちとせをへてよ雲のうへ人

御返し
御製
家のかせふきつたへたる梅か香をいくよのはるか袖にふれまし

殿下も御返しとはなくて、かれこれのかたしけなさにとて一首つらねさせ給ふ。

梅か香をふきつたへたる松風にいともかしこきことのはのすゑ

まことに君も臣も、身をあはせ給ふ御契、あさからすこそ聞え侍りけれ。（485—500／三五～三六紙）

ここに波線で示した『二十年行幸記』の詠歌二首は、秀吉詠における「よの中に」（『大かうさまくんきのうち』）と「世の中も」（『二十年行幸記』）の異同を除けば、『大かうさまくんきのうち』と一致するものである。[10]

ところで、これに加えて、この秀吉詠については、短冊原本の存在も確認することができた。秀吉詠の短冊原本は、徳川黎明会蔵古筆手鑑『藁叢』天部裏十二面に収められ、伝徳善院玄以法印筆短冊として伝わっているものである。[11] 本短冊は縦三十六・七糎×横五・二糎、料紙斐紙、天地紫中藍内曇に金銀泥秋草虫下絵が施されている。極札には、「徳善院玄以法印（秀吉公御代筆花の色は）」とある。そして短冊本紙の詞書には、本文とは別筆で「天正廿年正月廿七日従大津しゆらく行幸の砌へ奏覧之」とあり、本文には、

花の色はうつりかはれる世の中もちとせをへてよくものうへ人　秀吉

とある。これらの情報から、「天正二十年正月二十七日に、大津にいた秀吉は前田玄以（徳善院玄以法印）に代筆させた詠歌を、聚楽第に行幸中であった後陽成天皇に奉った」という内容が読み取れる。この内容は、『大かうさまくんきのうち』はもとより『二十年行幸記』の内容とも完璧に合致する。また、前述した『大かうさまくんきのうち』と『二十年行幸記』との間に見られる秀吉詠における「に」と「も」の異同についても、この短冊（傍点部分）から、『二十年行幸記』のほうが『大かうさまくんきのうち』に比べて、より正確に伝えていることがわかる。

なお、ここで比較材料に用いた『大かうさまくんきのうち』の史料的価値についても些か言及しておく。矢部健太郎氏は、『大かうさまくんきのうち』のうち文禄四年（一五九五）に起こった秀次切腹事件に関する記事を中心に考証し、記事の中に見られる日付が牛一によって「改変」された可能性について指摘している。[12] 矢部氏が参考文献として挙げる岩沢愿彦「『信長公記』の作者太田牛一の世界」（『史叢』第三二号、一九八三年十一月）でも、『大かうさまくんきのうち』は『信長記』に比して客観性や真迫性に劣るという結論が提示されている。しかしながら、これらの論考で指摘されている事例は、牛一の誤解によって起きたと考えられるものを除けば、改変がなされた可能性があるものはすべて「日付」に留まるものであり、記事の内容自体を真っ向から否定するものではない。堀新氏は牛一自筆の池田家本『信長公記』巻一三や『大かうさまくんきのうち』の奥書を取り上げ、牛一が「毎篇日記之次イテニ書載スルモノ」をもとに執筆したことを指摘し、「それは決して事実を削らず、嘘を添えていない」と、その著述方針から牛一の著作に史料的価値を認めている。[13] ここで述べられたような著述方針からすれば、少なくとも記事の内容自体がまったくの「改変」であったとは想像し難い。短冊の内容も合わせて考える限り、『二十年行幸記』および『大かうさまくんきのうち』に記された当該記事の内容は史実だったと考えてよいだろう。

ここまで取り上げてきた『関白秀次亭行幸和歌』、『天正二十年正月廿六日行幸聚楽第之行列』および『聚楽行幸行列』、そして『大かうさまくんきのうち』は、いずれも伝本が極めて少なく、近世期においてその流行がさほどに確認できず、しかもそれぞれが独自の記事を伝えるものである。それらの記事と比較して矛盾のない『二十年行幸記』は、その記述の内容にかな

りの信憑性が認められるといえるのではなかろうか。『二十年行幸記』の奥書には「天正二十年二月吉日」とあり、『二十年行幸記』が行幸の一ヶ月後に成立したことを伝える。これは、天正十六年の『聚楽行幸記』が行幸の一ヶ月後に成立したことを踏まえてもいるものと思われる。だとすれば、天正十六年の『聚楽行幸記』が豊臣秀吉の命により御伽衆・大村由己によって記されたように、『二十年行幸記』もまた、豊臣秀次の命により側近が記したものだと考えられるのではなかろうか。そしてこの行幸の三年後に切腹し、秀吉によって一族ともに六条河原に晒され、自邸であった聚楽第を徹底的に破却されるほどに豊臣政権から迫害された秀次が主催した行幸の公的記録であったからこそ、天正二十年の『聚楽行幸記』は今に伝わらない書となったのではないだろうか。

以上、『二十年行幸記』の史料性を検証し、同書が記す天正二十年聚楽行幸に関する記事の信頼性を確認してきた。そこで以下、ここまでの検討を踏まえた上で、『二十年行幸記』の記事を中心に、天正二十年聚楽行幸の盛儀の次第を概観し、併せて豊臣政権にとってこの行幸に如何なる意味があったかという点について考察していきたい。

三、『二十年行幸記』が明らかにすること

従来の天正二十年聚楽行幸についての代表的な論考としては、前掲中川和明「天正二〇年の聚楽第再度行幸について」および北堀光信『豊臣政権下の行幸と朝廷の動向』の二点が挙げられる。このうち中川氏は、『史料綜覧』に整理されている史料群を集め、行幸行列を中心に検討した。その中でも、行幸直前に関白秀次が人々の見守る中、天皇を迎えに参内し、行幸に供奉している事例から、この行幸が豊臣政権による政治的演出であったことを指摘した。そしてこの行幸は、統一政権が天皇を補佐する体制を継続する意志を誇示するデモンストレーションでもあったとする。

一方北堀氏は、中川論文を踏まえた上で、天正二十年聚楽行幸を秀吉による新任関白支援策の一環と位置付けた跡部信「豊臣政権の代替わり」（『大阪城天守閣紀要』二十八号、二〇〇〇年三月）、そして天正十九年の相次ぐ豊臣一族の死去から、天正二十年聚楽行幸が秀次を中心とする羽柴一族の儀礼秩序再編であるとした矢部健太郎「太閤秀吉の政権構想と大名序列」（『豊臣政権の支配秩序と朝廷』吉川弘文館、二〇一一年十二月）を

参照しつつ、この行幸について再検討を行った。この北堀論文ではまず天正二十年聚楽行幸の準備が正月一日から確認されることを明らかにした上で、その準備が菊亭晴季（一五三九～一六一七）・勧修寺晴豊（一五四四～一六〇三）・中山親綱（一五四四～一五九八）の武家伝奏三人と惣奉行・前田玄以（一五三九～一六〇二）により主導され、そのもとでなされた行幸が当該期の朝廷内の序列を可視的に表したことを指摘した。また、行幸行列の検討から、天正二十年に行われた聚楽行幸は新任関白秀次を披露する舞台装置であったとする。そして武家が大量に参加する公武混合の催しであった天正十六年聚楽行幸に対し、天正二十年聚楽行幸に参加した武家は、羽柴血縁者などの限られた人数であったとし、そのことからこの行幸が朝廷の構成者を対象に催したものであり、秀次と朝廷の関係強化を図るための催しであったと結論付けている。

さて、『二十年行幸記』には行幸に至るまでの経緯やその後の処遇に関する記録も含め、行幸の一部始終が記されており、盛儀の経緯を時系列順に追うことができるようになっている。これまで断片的な情報を繋ぎ合わせて推断せざるを得なかった諸説との照合作業にも簡便と思われるため、本節ではこうした先学の意見を踏まえて天正十六年の『聚楽行幸記』と比較しつつ『二十年行幸記』を検討し、それによって天正二十年聚楽行幸の全貌を把握したいと思う。

まず、『二十年行幸記』において述べられる冒頭部分について述べたい。『二十年行幸記』の特異な点として、冒頭に「八極雖広寸眸可囲万物雖多一朝可斉」（1―2／一紙）という漢詩の一節を挙げることが注目できる。『二十年行幸記』はその構成および本文から見て、明らかに天正十六年の『聚楽行幸記』を参照して書かれたものと考えられるが、天正十六年の『聚楽行幸記』では冒頭から和文が採用されていることからすると、この一節は異質といえよう。この一節は明の楚江仙隠石公（生没年未詳）による『金谷懐春』から取られたものと思われる。[14] この漢詩に続いて、「大閤前大相国」（2―3／一紙）すなわち秀吉は「名を万年にたれん事を思」（8／一紙）い、そして、

大明をせめしたかへ、日本の風紀を四百州にうつさむかために、先新羅百済高麗に命令して、みちを仮て渡海すへきとなり。（9―12／一～二紙）

という行動を起こしたことが記録されている。この漢詩の一節は直後に記される「大閤前大相国、六十余州を一にして、はかるところかたふかすといふことなく、欲する所ならすといふことなし」（2―5／一紙）という一文と呼応して、「天下がいか

に広いとはいえ、秀吉の目が届かないところはなく、万物がいかに多いとはいえ、秀吉は瞬時に見尽くすことができる」という意味に読める。この楚江仙隠石公による漢詩の引用は、右に掲げてきたような前後の文脈から推して、秀吉の力の強大さを示すために引用されたものであり、そして直後に述べられている秀吉の大明出兵の意を汲んだものとも推測できるように思われる。

新任関白秀次はこれに続いて登場するが、ここで語られる秀次像は「中納言秀次卿を猶子として本朝を鎮撫せしめんかゆへに」（12—14／二紙）という文言に表れるとおり、武家の棟梁としての性格が全面に押し出される。その後も、秀次の小田原出兵、奥州平定の事蹟が語られ、その上で行列の記事に移っていく。天正十六年の『聚楽行幸記』では、秀吉について「文武兼備へ上を仰き下をあはれむ」[15]と、文事の側面も強調されていたのに対し、秀次の場合は武威を示す将軍としての性格のみ（ただし、『二十年行幸記』の当該箇所は破れにより数行程度欠損しているため、現存本文にある限りでの判断である）が強調される。このことからすると、従来述べられてきた「新任関白の披露」には、こうした武家関白としての秀次の性格がとくに強調されていたと考えられるのではあるまいか。[16]

この「秀次の武威の強調」については、特に堀新氏の説が注目される。[17] 堀氏は文禄三年（一五九四）に秀吉が関白職について、それを「天下の儀、きりしたかゆへき（切従）」官職と主張し、従来の五摂家について「一在所の儀もきりしたかへられ（切従）」ないと批判したことを挙げて、秀吉が関白職に本来なかった「軍事的な意味合い」を付与し、関白任官を正当化したと指摘した。そして堀氏は天正十九年（一五九一）十二月に秀吉が秀次に遣わした四ヶ条の訓戒状の第一条に「ふへんかた（武辺方）、こゆたんなく（御油断）、ふくい（武具）下、又はひやうらうたしなみ（兵粮嗜）」とあることを挙げ、秀次が武道の日常的な鍛錬を怠らないよう真っ先に強調して訓戒したとする。天正十九年十二月といえば秀吉が秀次に関白を譲った直後の時期であり、豊臣期の関白には意図的に「軍事的な意味合い」が付されていたというのである。この堀説に従って考えるならば、『二十年行幸記』の秀次が武家の棟梁としての性格を強調して描かれているということも、関白に軍事的要素を付与し、豊臣家による関白相伝を正当化する豊臣政権の思惑を示唆するようにも思われるのである。以下、これを念頭に置きつつ考察を深めていきたい。

続く記事は従来最も研究が進められてきた行幸行列に関する記録である。これについてはこれまで中川氏および北堀氏が極

めて詳細に、そして緻密に研究されてきている。また、第一節で『二十年行幸記』と『天正二十年正月廿六日行幸聚楽第之行列』『聚楽行幸行列』とを比較したため、この記録について大枠で修正を加えていくところはないが、ここでは敢えて、天皇の行列の大将（近衛大将）を例に、『二十年行幸記』から読み取れる新知見を述べてみたい。

北堀氏は天皇の行列について、「天皇の行列は、前駆を先頭に、少将、中将が続き、左大将鷹司信房、右大将花山院の両大将が行列した」と述べる。たしかに、北堀氏が参照した『鹿苑日録』には「午刻行幸、主聖乗鳳輦、々々前駆、第一左方鷹司殿、右方花山院殿」[18]とあるので、この判断は妥当に思われる。ところが、『二十年行幸記』（および『天正二十年正月廿六日行幸聚楽第之行列』『聚楽行幸行列』）には、

次大将

左

鷹司左大将信房卿

右

西園寺右大将実益卿（72―74／七紙）

とあり、左方の大将は鷹司信房（一五六五～一六五八）で変わりないものの、右方の大将が花山院でなく西園寺実益（一五六〇～一六三二）になっている（花山院はそのあとに続く公卿の行列のうちの一人として挙げられている）。ここでいう花山院とは中納言家雅（のち定熙、一五五八～一六三四）のことである。中納言家雅ではなく西園寺実益が右大将であったことは、まず『公卿補任』（『国史大系』所収）の記載において実益が天正八年（一五八〇）から慶長八年（一六〇三）の二十三年間に亘って、右近衛大将に任官していたことを考えれば『二十年行幸記』の記述のほうが正しいと言い得るだろう。[19]天正二十年時点で、左大将鷹司信房は従一位の位階を持ち、天正十六年に左近衛大将に任じられている（慶長十一年〈一六〇六〉まで在任）から、信房が「左大将」であることは疑いもない。一方、花山院家雅は正三位権中納言に留まっているから、この行幸時にのみ突如として右大将に任じられるというのは不自然といえる。

ところで、矢部健太郎氏[20]は実益が『公卿補任』で右大将となっていることを示した上で、実益および左大将信房の在任期間が朝廷の歴史上でも異常に長く、また織豊期の近衛大将が長期間空位になる時期が織田信長の右大将辞官後、豊臣秀吉関白任官前後、徳川秀忠右大将辞官後というように、武家側の政治体制が変動する時期にあたっていることを指摘した。そしてその上で近衛大将が空位になる期間は、朝廷側が武家権力側の人事に

対応するため、その動向を見守ろうとした結果生じたものと考察している。上記の矢部氏の考察からすれば、天正二十年聚楽行幸という「秀吉から秀次への政権委譲」という政治体制の変動は、近衛大将の異動が一切無かった点で、秀吉から秀次への政権委譲が穏便に行われたことを示しており、それはまた豊臣政権が既に統一政権として完全に機能していたことを示唆するものといえるのではなかろうか。

また、この行列について『二十年行幸記』に基づきさらに付言するならば、北堀氏が提示した天正二十年聚楽行幸に参加した武家が羽柴血縁者など限られた人数に留まっており、天正二十年聚楽行幸は朝廷の構成者を対象にしたものだった、とする説にも再考が促されるように思われる。北堀氏が重点的に考察してきた行幸行列を例にその供奉者数を挙げれば、天正十六年の行幸時では公家が五十一名、武家が百十六名（秀吉を除く）だったのに対し、天正二十年の行幸時では公家が六十名、武家が九十七名（秀次を除く）である。たしかに北堀氏が指摘する通り公家側の供奉者が増加し、武家側の供奉者は減少しているが、しかしだからといって「天正二十年聚楽行幸は公武混合の儀礼ではなく、秀次と朝廷の関係強化を図るための催しだった」とは即断できないのではなかろうか。少なくとも、天正二十年行幸時においても武家側の供奉者は百名近い大人数であり、「羽柴血縁者など」（この「など」の範疇は定かではないが、秀次の宿老や側近も含むのであろうか）だけでなく、石田三成をはじめとした、それまで秀吉の直属で豊臣政権の中核を担ってきた大名衆も参加していることが窺える。これらの大名衆もこの行幸時点で秀次を中心とする「新生豊臣政権」を構成する吏僚であった、と捉えることも可能かもしれない。しかし、天正十六年の行幸時より供奉者が二十名程度少ないことは、決して武家側が「限られた」人数であったことを示すようには思われない。そもそも新任関白の披露である以上、秀次をこれからサポートしていくであろう羽柴血縁者や宿老・側近が中心になって供奉するのは当然のことであろう。むしろ朝鮮出兵のための準備が着々と進められている中で、これだけの武家が行幸に供奉したという点を評価すべきではなかろうか。行幸初日に関白の行列が長かったために鳳輦の中で後陽成天皇が上気し、気分を甚だしく害したことを先学が指摘している[21]ことからしても、決して行幸に供奉した武家は少数ではなかったのである。また、先述の通り『二十年行幸記』からは関白秀次の武将としての側面が強調されている。もしこの意識が行幸そのものにも反映されていたのだとすれば、天正十六年の行幸時と同じく天正二十

年の行幸も、公武混合の儀礼として行われる必要があったと思われる。こう考えるならば、必ずしも天正二十年聚楽行幸の目的は朝廷の構成者を対象にし、また秀次と朝廷の関係強化を図るだけではなかったと考えられるのではあるまいか。

さて、鳳輦が聚楽第の中に入った後から、天皇の住まいとして設けられた「儲の御所」に関する描写がある。ここで注目されるのは、「天正十六年の行幸の時の御所をはつくりあらため、二層の楼閣、経営巧をつくし」（169―171／一四紙）という記述である。天正二十年の行幸に当たって、「儲の御所」を新築したことが窺われる。

その後、『二十年行幸記』によれば和歌会から始まる新任関白秀次の披露宴が行われた。和歌会では「詠池水久澄和歌」の歌題が出題されたが、この題に応ずるように、和歌会の記録の後、聚楽第に設けられた庭の情景に関する記述が始まる。この庭に関する描写で注目できるのは、聚楽第にあったらしい、広大な池の汀において舟の遊びが予定されていたにも拘わらず、還幸が急がれたために中止になった、という記述があることである。この理由は定かではないが、想像を逞しくするならば先述した「行幸初日に天皇が上気し、気分を害してしまった」という一件が関わっているかもしれない。

ところでこの日、秀吉は大津にいて、天皇と歌のやりとりをした。このやりとりは前述の通り『大かうさまくんきのうち』にも見え、小林千草「『大かうさまぐんき』〈聚楽再行幸〉の研究―国語学史的注釈と表現論的アプローチ」（『東海大学紀要文学部』八二号、二〇〇五年三月）等の論考で夙に検討されてきている。そして『二十年行幸記』では秀吉と天皇の歌のやりとりに、秀次も参加していた（第二節で既述）ことを明らかにしている。

行幸最終日にはひとしきり酒宴が行われ、その後還幸となった。この還幸の詳細については藤田恒春「『関白まハり持候儀』について」（『豊臣秀次の研究』文献出版、二〇〇三年七月。以下藤田氏の説は同論に拠る）および北堀論文によって検討が重ねられているため、本稿では省略する。そしてその翌日、菊亭晴季を右大臣から左大臣へと昇叙する沙汰が、勧修寺晴豊・中山親綱の二人を使いとして出された。当時左大臣の任にあったのは近衛信輔（のち信尹、一五六五～一六一四）であったが、晴季の左大臣任官は、信輔を追い落とす人事でもあったと考えられる。太政大臣である秀吉を除けば、大臣として当時最高位にあったはずの信輔が豊臣政権に疎んぜられていたことについては、藤田氏が、

還幸の際、鳳輦と左大臣近衛信輔の間に、進上物を積んだ長櫃の列があり、近衛信輔は「財寮」のような真似をさせられ京童の笑いものとなった。

と述べ、また北堀氏が、

晴季は上卿となり、朝廷儀礼としての行幸運営を取り仕切った。朝廷運営は晴季を中心として催される事は、行幸によって再確認された。左大臣近衛信輔と右大臣菊亭晴季の格差は歴然であった。晴季が、統一政権と朝廷との関係において別格である事は、行列、贈与、還幸、三日間繰り返し示され続けた。

と述べるとおりである。菊亭晴季が左大臣に任官した記事は『二十年行幸記』にのみ見られる記事であるが、近衛信輔が左大臣職をまさに還幸当日の天正二十年正月二十八日に辞していることを考えれば、晴季の左大臣任官についても信憑性を認めるべきではないだろうか。[22]『三藐院記』によれば、天正十三年（一五八五）にあった秀吉の関白就任は条件付きのものであった。秀吉はあくまでも近衛前久の猶子になることによって関白に就任したため、いずれ秀吉の関白職は信輔に与奪するという約束ができていた。ところがその翌年（一五八六）、秀吉は豊臣姓を賜って豊臣政権を確立し、そして数年後に秀次に関白位を継承した。この事件は信輔に関白位を継承させるという当初の秀吉の約束を裏切るものであった。秀次の関白就任後、直ちに行われた天正二十年聚楽行幸の最中、左大臣という高官にあった信輔が「京童の笑いもの」となり、右大臣菊亭晴季に比較して「格差は歴然」としていたのは、こうした事情もあったからだと理解されよう。したがって、晴季の左大臣任官は、豊臣政権による信輔を追い落とすための人事であったと考えられるのである。[24]これまでの考察も含めて考えてみると、関白に軍事的要素を付け加えることで秀吉から秀次への関白相伝が正当化されたとするならば、信輔が新任関白としての資質に欠けるという理由付けによって約束は反故にされ、そして信輔は最終的に左大臣辞任にまで追い込まれたと考えることができるのではなかろうか。こうした視点に立ってみるならば、天正二十年の行幸は、秀吉によって軍事的要素を付与された関白の政権交代を象徴する意味を持つ、秀吉と秀次の両者によって為された壮大な政治的演出の場でもあったと理解されるだろう。

おわりに

これまで天正二十年に行われた聚楽行幸については、天正

十六年の行幸と比較して、ほとんど解明がなされていない状況にあった。それは中川氏が指摘したように、「天正一六年の行幸に比較して歴史的意義が低いとみなされていた」ことも一因であろうが、なによりも史料の不足が原因であったように思われる。そうした意味で、本稿で取りあげた『二十年行幸記』は極めて重要な伝本と考えられる。本書は天正二十年聚楽行幸に関し、従来知られてきた行幸行列の記録や『大かうさまくんきのうち』よりも詳細かつ正確に盛儀の内容を記録しており、またこれまで天正二十年に行われた聚楽行幸に関する諸資料の記述になかったことも豊富に含まれている。

本稿では、この『二十年行幸記』の史料的価値を検討するところから筆を起こし、その検証結果を踏まえて天正二十年に行われた聚楽行幸の盛儀の一部始終を諸説を参照しつつ検証した。そしてその上で、天正二十年聚楽行幸が従来述べられてきたような「秀次と朝廷の関係強化」というだけの目的ではなく、軍事的要素をもった関白たる秀次の性格を強調した披露のための催しという意味も持っていると思われること、くわえて菊亭晴季の左大臣任官、近衛信輔の左大臣辞職という出来事から、豊臣氏は関白に軍事的要素を付け加えることで関白相伝を正当化したとし、行幸がそうした思想に基づいて豊臣政権の政権交代を演出する場であったと結論付けた。従来天正十六年の聚楽行幸に比して意義の低いものとして認識されてきた天正二十年聚楽行幸も、このように考えると政治史上極めて意義深いものであり、豊臣政権を研究するにあたって極めて重要な事件だったといえるだろう。

注

(1) 秀次の出生年には諸説あるが、本稿では矢部健太郎『関白秀次の切腹』（KADOKAWA、二〇一六年四月）が示す永禄七年（一五六七）出生説を取った。

(2) なお、宮内庁書陵部に『聚楽亭行幸記（和歌・蹴鞠之事）』という書名の写本がある。代々和歌・蹴鞠を家業とする飛鳥井家に伝来した本資料は、天正二十年に行われた聚楽行幸時における和歌・蹴鞠の事蹟を中心に、主に初日から最終日までを計一丁半に纏めて記す。飛鳥井家が手控え用に纏めた独自の記録と思われ、他資料との共通性はほとんど認められず、かつ分量も極めて少ないため、本稿ではこの資料について扱わないこととする。

(3) 松岡辰方の略歴については、『国史大辞典』（執筆担当：鈴木真弓）に拠った。

(4) ただし、布衣や笠持、蔵人の有無および官位には揺れが認められる。この揺れは天正十六年『聚楽行幸記』の原本二種（大阪城天守閣本・尊経閣文庫本）においても見られることであり、『二十年行幸記』と群書類従本・図書寮本との間に多少の差異が認められるとしても、特

に問題となるものではない。

（5）秀吉の伝記的資料に見える天正二十年聚楽行幸の記事については、『大かうさまくんきのうち』を除けば、竹中重門『豊鑑』に「着更衣十日後に関白秀次公聚楽の亭に行幸有けり」との一文を見る以外、言及そのものが存在しない。

（6）『大かうさまくんきのうち』の成立事情については諸説あるものの、貴人の命により私的に編纂されたという説が、桑田忠親『太閤記の研究』（徳間書店、一九六五年十二月）、大沼晴暉「解題」（『斯道文庫古典叢刊之三　大かうさまくんきのうち　翻字編』汲古書院、一九七五年二月）等、大勢を占めており、妥当と思われる。近年では矢部健太郎「『大かうさまくんきのうち』の執筆目的と秀次事件」（金子拓編『『信長記』と信長・秀吉の時代』勉誠出版、二〇一二年六月）に豊臣秀頼の命で編纂されたのではないかという指摘がある。ちなみに、『大かうさまくんきのうち』は大村由己作の『天正記』と合わせて再編され、江戸時代に『天正軍記』（別名『天正記』）の書名で版行されるが、その中に天正二十年聚楽行幸の記録は見えない。

（7）以下、『大かうさまくんきのうち』の本文は、注（6）大沼書の翻刻より引用し、論の都合上全体を（A）（B）に分割した。また、読みやすさを考慮して、適宜本文の右側に振漢字をあてた。

（8）引用文中の傍線・傍点等は筆者による（以下同）。

（9）以下、『二十年行幸記』の本文は前掲拙稿「『天正二十年　聚楽第行幸記』解題・翻刻」から引用し、行番号と紙数を（行番号／紙数）の形で併せて示した。この時、読みやすさに配慮して適宜句読点を補ったり、本文の位置を変更したりする等、手を加えたところがある。なお、『二十年行幸記』の影印は東京大学史料編纂所で公開されている。

（10）ただし、漢字と仮名の表記の違いは何箇所か見受けられる。

（11）『藁叢』所収の秀吉詠短冊については、財団法人徳川黎明会編『徳川黎明会叢書　古筆手鑑篇三　藁叢・桃江・文車』（思文閣出版、一九八六年八月）に拠った。

（12）注（6）矢部論文に同じ。

（13）堀新『織豊記王権論』（校倉書房、二〇一一年二月）参照。

（14）『中國古艶稀品叢刊　第四輯　金谷懐春　覓蓮雅集』（珍蔵版、出版年不明）を参照した。また、『文選』の魏都賦には当該漢詩と酷似する、「八極可園於寸眸、萬物可齊於一朝」の文言がある。

（15）天正十六年の『聚楽行幸記』本文は、竹内洪介・石塚晴通「大阪城天守閣蔵『聚楽行幸記』解題・翻刻」（『古代中世文学論考』第三十八集、二〇一九年五月）より引用した。

（16）注（1）矢部書では、秀吉が関東出兵以後、秀次の軍功をアピールし続けたことが指摘されている。『二十年行幸記』における秀次の武功の披瀝も、そのアピールの一環であったかもしれない。

（17）堀新『日本中世の歴史七　天下統一から鎖国へ』（吉川弘文館、二〇一〇年一月）参照。

（18）辻善之助編『鹿苑日録　第三巻』（太洋社、一九三五年五月）に拠った。

（19）鷹司信房・花山院家雅・西園寺実益の経歴については、『公卿補任』を参照した上で橋本政宣編『公家事典』（吉川弘文館、二〇一〇年三月）に拠った。ちなみに家雅は西園寺実益の実弟で、慶長二十年（一六一五）から元和三年（一六一七）まで右近衛大将に任官している。詳細は不明だが、『鹿苑日記』の著者は、兄弟という点から家雅と実益を混同したのではあるまいか。なお、『二十年行幸記』の和歌会記録でも、実益が「右近衛大将」と記されることが確認できる。

（20）矢部健太郎「中世武家権力の秩序形成と朝廷――近衛府の任官状況をめぐって（特集　国史学会創立百周年記念シンポジウム　日本史における権力と儀礼）」（『国史学』二〇〇号、二〇一〇年四月）参照。

（21）橋本政宣「近衛信輔の薩摩左遷」（『近世公家社会の研究』吉川弘文館、

二〇〇二年十二月）参照。

(22) 菊亭晴季・近衛信輔の略歴については、注（19）『公家事典』に拠った。

(23) 晴季は秀次の舅で、秀次の失脚・死とともに失脚し、越後国に流罪となった。これは今後の検討を要する課題ではあるが、晴季の左大臣任官が『二十年行幸記』以外に見えないのは、この件が関わっている可能性が考えられよう。

(24) ここまで述べてきたような、豊臣政権によって近衛信輔が疎まれ、差別的な扱いを受けたことについては、既に注（21）橋本書によって詳細な検討が為されている。橋本氏は同書で関白相論に関しても詳しく言及しており、いずれ信輔が関白職を嗣ぐことになっていたという約束についても、既に天正十六年四月の第一回聚楽行幸の時点で秀吉が次の関白職を、自身の猶子で後陽成天皇の弟古佐丸（六宮）に定めることで早くも反故にしようとしていたこと（宮内庁書陵部蔵『関白職并六宮御進退等文書案』）、さらに天正十七年（一五八九）秀吉の第一子鶴松が誕生したことにより、六宮ではなく鶴松が次の関白候補になったことを指摘している（このため六宮には直ちに親王宣下が下され、新設された八条宮家の当主に収められている）。橋本氏の指摘に加え、藤田恒春氏は、この後次の関白たるべき鶴松が天正十九年（一五九一）八月に病死し（さらに同年正月には秀吉の実弟秀長も急死していた）、急遽後継者に秀次が立てられることになったことを指摘する。こうした指摘から考えるに、土壇場で秀次に後継者としての資格を与えるべく、豊臣政権は本稿で考察したような軍事的要素を関白職に付け加える等して、秀次に関白職を相伝することを正当化する必要が生じたといえるのではなかろうか。

［付記］

貴重な資料の利用に際し、柳沢昌紀氏に多大なるご高配を賜った。また、成稿にあたっては堀新氏のご助言を得た。ここに深甚の謝意を示したい。なお、本稿は国文学研究資料館共同研究（特定研究）「軍記および関連作品の歴史資料としての活用のための基盤的・学際的研究」（研究代表者：井上泰至）、そしてJSPS科学研究費（20J11433）の成果の一部である。